明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三八）　二
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三九）　三
〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約（四）　四
〔省　令〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九四）　六
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産三九）　四一
〔告　示〕
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第二十九条において読み替えて準用する第十条第七項において準用する第八条第三項（第二号を除く。）の規定に基づき、承継の認可を行った件（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　四三
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務三〇四）　四四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一七五～一七八、一八〇）　四四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一七九）　四四
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働一二六）　四五
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（同二二七）　四五
○障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間（同二二八）　四五
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同二二九）　四五
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程の変更の許可に関する公示（金融庁）　四六
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　四六
介護福祉士試験委員の公告（同）　四六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　四七
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇七
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一〇八
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三〇
会社その他
会社決算公告　一三四

本号で公布された法令のあらまし

◇関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（財務省）

1　条約の規定による特定用途免税貨物として日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第七条5の規定に該当する貨物を指定することとした。（関税定率法施行令第二五条の二及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第一三条関係）

2　この政令は、同協定の効力発生の日から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（厚生労働省）

1　障害者雇用調整金の支給額の調整に係る障害者の雇用の促進等に関する法律第五〇条第一項の政令で定める数を、一二〇とすることとした。（第一四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約（条約第四号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とアゼルバイジャン共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。アゼルバイジャン共和国においては自然人の所得に対する租税及び法人の利得に対する租税について、日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）